

有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和1年9月末					平成31年3月末				
	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損
その他	3,160	3,211	51	116	65	3,060	3,096	35	101	65

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」です。

2. その他の有価証券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和1年9月末					平成31年3月末				
	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損
株式	691	935	244	308	64	655	981	325	358	32
債券	14,822	15,128	305	316	10	13,907	14,183	275	276	1
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2,417	2,463	45	45	0	2,418	2,466	47	47	0
社債	12,405	12,665	259	270	10	11,489	11,717	228	229	1
その他	10,867	11,231	363	468	104	10,317	10,480	162	292	129
合計	26,382	27,295	913	1,092	179	24,880	25,645	764	928	163

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」「投資信託」「その他証券」です。

3. 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額 (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

項目	令和1年9月末	平成31年3月末
その他有価証券 非上場株式	57	57

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目	令和1年9月末	平成31年3月末
自己資本の額 (A)	9,589	9,520
コア資本に係る基礎項目の額 (B)	9,603	9,533
リスク・アセット等 (C)	63,349	59,447
自己資本比率 (A)/(C)	15.13%程度	16.01%
総所要自己資本額 ※1	2,533	2,377

※1 「総所要自己資本額」は「リスク・アセット×4%」で算出しております。
(注)上記の令和1年9月末の自己資本比率は、自己査定について、「金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)」の注記に記載のとおり簡便方法によっていることなど本決算と異なる簡便な算出方法を採用しております。

うごしんの自己資本比率は、15.13%程度と国内基準の4%を大きく上回っております。

自己資本比率とは国際決済銀行(BIS)の基準に則り、リスクに応じて計算した資産(リスク・アセット)に対する「自己資本」の割合を算出する国際的な指標で、金融機関の安全性や健全性を測る目安となっています。



地域と共に、あなたと共に。
羽後信用金庫
本部/秋田県由利本荘市本荘24番地 TEL.0184-23-3000(代表)
ホームページ http://www.ugoshinkin.jp

Mini Disclosure

ミニディスクロージャー

羽後信用金庫の現況

【令和1年9月末】



羽後信用金庫

ごあいさつ

皆様には平素より私ども“うごしん”をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和1年9月末における当金庫の経営理念、概要及び業績等をより多くのお客様にご理解いただくために、ミニディスクロージャー誌を作成いたしました。ご参考にさせていただければ幸いに存じます。

当金庫は、皆様からの信頼を確かなものとするため、役職員一同、経営の健全性・透明性の確保になお一層努力する所存でございますので、今後とも暖かいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

- 羽後信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、地域の人々の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。
- 羽後信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。
- 羽後信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取り組みにつとめ、会員、お客様、職員の幸福を追求します。

当金庫の概要

(令和1年9月30日現在)

名称	羽後信用金庫
創立	昭和23年4月11日
出資金	35億32百万円
本店	〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13番地
店舗数	35店舗
会員数	33,201名
役職員数	208名(男子128名・女子80名)
営業地区	秋田県全域

預金・貸出金の状況

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和1年9月末	平成30年9月末	平成31年3月末
預金	139,341	137,630	133,737
貸出金	69,510	64,355	68,912

貸出金の内訳

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和1年9月末	平成30年9月末	平成31年3月末
製造業	4,047	4,243	4,072
農業、林業	298	231	322
漁業	9	12	10
鉱業、採石業、砂利採取業	25	26	26
建設業	8,431	8,666	8,639
電気、ガス、熱供給、水道業	2,909	2,376	2,375
情報通信業	—	—	—
運輸業、郵便業	1,089	1,029	1,006
卸売業、小売業	4,701	4,910	4,623
金融業、保険業	8,419	5,375	7,206
不動産業	6,316	5,816	5,844
物品賃貸業	21	21	21
学術研究、専門・技術サービス業	24	29	27
宿泊業	847	908	914
飲食業	766	785	794
生活関連サービス業、娯楽業	1,204	1,403	1,338
教育、学習支援業	132	120	119
医療、福祉	1,956	2,664	2,047
その他のサービス	2,575	2,032	2,160
小計	43,778	40,654	41,551
地方公共団体	10,338	8,333	11,914
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,394	15,366	15,446
合計	69,510	64,355	68,912

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

損益の状況

	(単位:千円)	〈参考〉	(単位:千円)
	令和1年9月末	平成30年9月末	平成31年3月末
業務純益	127,293	132,542	132,542
経常利益	302,299	331,105	331,105
当期純利益	231,486	275,521	275,521

金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)
			担保	保証等		
金融再生法上の不良債権	平成31年3月期	11,620	11,051	3,796	7,254	95.10
	令和1年9月期	11,468	10,703	3,506	7,197	93.33
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成31年3月期	7,596	7,596	875	6,721	100.00
	令和1年9月期	7,378	7,378	743	6,634	100.00
危険債権	平成31年3月期	3,611	3,315	2,829	485	91.80
	令和1年9月期	3,730	3,232	2,700	532	86.65
要管理債権	平成31年3月期	412	139	91	47	33.80
	令和1年9月期	358	92	62	29	25.73
正常債権	平成31年3月期	58,466				
	令和1年9月期	59,238				
合 計	平成31年3月期	70,087				
	令和1年9月期	70,706				

(注)上記の令和1年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続していません。

1. 令和1年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、平成31年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、平成31年3月末から令和1年9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、当庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

この場合、債務者区分が下方に変更になった場合を対象とし、債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権」を減額し「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を加算しております。

また、令和1年9月末については、償却・引当見込額、回収額、および担保処分見込額の半期中の変動は勘案しておりませんが、平成31年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。

さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

※債務者区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが3ヵ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)

2. 令和1年9月末の「要管理債権」の金額は、平成31年3月末時点における残高を前提とし、平成31年3月末から令和1年9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち、①新たに3ヵ月以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。

また、平成31年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

用語解説

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

「危険債権」

債務者が経営破綻の状態に至ってはいませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

「要管理債権」

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。